

諸外国におけるGPSにより被告人の 位置情報を取得・把握する制度の概要

諸外国におけるGPSにより被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要

第1 イギリス（イングランド及びウェールズ）

1 GPS機器の装着の義務付け等

(1) 根拠法令等

- 保釈に当たり、裁判所への出頭確保に必要な条件として、電子監視の条件を付することができる（1976年保釈法3条(6)項, (6ZAA)項）（注1）。

（注1）2008年刑事司法及び移民法により、1976年保釈法3条(6ZAA)項の改正及び同法3AB条を追加する改正が行われ、これによって成人を対象とする保釈中の電子監視制度が定められた。2008年刑事司法及び移民法の施行は2008年11月3日である。

(2) 対象者及びその者の同意の要否

- 電子監視の条件がなければ保釈を許可しないであろうと認められること、関連する地域内において、電子監視の実施に必要な環境が整っていることを要する（1976年保釈法3AB条）。
- 対象者の同意は不要である。

(3) GPS機器の装着の義務付けを決定する機関・手続

- 裁判所が保釈の条件として義務付ける。

(4) 遵守事項

- 保釈に当たり、電子監視の条件のみが付されることはなく、特定の場所・区域（例えば被害者が居住する地域等）への立入禁止、特定の場所・区域（例えば対象者の自宅周辺等）からの退出禁止等の条件と併せて付される（注2）。
- 電子監視に使用される機器に関する遵守条件は、事案に応じて裁判所によって決定されるものであるが、条件違反とされる行為の例として、
 - ・ 電子監視を行う機関の職員が機器の取付けのために訪問した際に在宅していないこと
 - ・ 機器の設置や装着を拒否すること
 - ・ 前記職員に対する暴行・脅迫
 - ・ 機器の損壊又は機能妨害
 - ・ 機器の移動又は電源を断つこと
 - ・ 指示通りに充電しないことなどがある（注3）。

- (注2) 電子監視の目的は、被告人に課されることとなる他の保釈条件の遵守を確実なものとするにありとされている(1976年保釈法3条(6ZAB)項)。
(注3) 「対象者に交付されるハンドブック」(後記2(1)の電子監視サービス(EMS)作成に係るもの)。

2 GPSによる位置情報の取得・把握の実施等

(1) 位置情報の取得・把握の主体

- 位置情報の監視は、司法省から委託を受けた民間企業の電子監視サービス(EMS)が実施しており(電子監視データに関する実務規程16項)、取得した位置情報は、必要な範囲においてのみ関係機関に共有される(同規程9項、25項～35項)。

(2) 取得・把握された位置情報の活用

- 特定の区域への立入禁止等の保釈条件の遵守状況を監視するために用いられる。
- 位置情報そのものは常時記録されるが、EMS職員による当該情報の監視は、保釈条件を遵守しているか否かを把握するのに必要な範囲に限られる(同規程20項)(注4)。

(注4) 具体的には、例えば、一定区域への立入禁止が保釈条件である場合、実際の監視は、当該区域への立入りがあった場合に限られる。

(3) 違反に対する措置・制裁

- 違反を発見したEMS職員は、対象者に対して、直ちに連絡するようアラートを発するなどした上、警察に通報する(前記ハンドブック13頁)。
- 保釈条件違反は、それ自体が犯罪を構成するものではない。
- もっとも、警察官は、被告人が保釈条件に違反したと疑うに足りる合理的な疑いがある場合、無令状で当該被告人を逮捕することができる(1976年保釈法7条(3)項(b))。その後、被告人は、治安判事裁判所に引致され、治安判事によって、当該被告人の身柄拘束を継続するか、再度保釈を認めるかが判断される(同条(5)項)。

3 参考(GPS機器の概要等)

- 対象者には、電子タグを装着させるとともに、その居所内にモニタリングユニットを設置することとされており、このモニタリングユニットを用いて、対象者に連絡を求めることなどができる。
- 電子タグは、足首に装着するもので、防水機能と衝撃耐性を有し、充電は1日当たり1時間程度行うことが必要である。

第2 フランス共和国

1 GPS機器の装着の義務付け等

(1) 根拠法令等

- 移動式電子監視付居住指定に付された者は、フランス国内全土においてその位置を特定することを可能とする発信器を含む装置を装着しなければならない（刑事訴訟法142-5条3項，763-12条1項等）。

(2) 対象者及びその者の同意の要否

- 移動式電子監視付居住指定は、予審対象者が、7年を超える拘禁刑で罰せられ、かつ、社会司法監督を命じられる犯罪（注1）により予審に付された場合に命ずることができる（同法142-5条3項）（注2）。

上記の予審対象者が軽罪裁判所に移送された場合、原則として移動式電子監視付居住指定は失効するが、当該措置の維持を命ずる予審判事の理由を付した決定がある場合はその効力が継続する（同法179条3項）。他方、上記の予審対象者が重罪院に移送された場合、移動式電子監視付居住指定の効力は継続する（同法181条5項）。

- 移動式電子監視付居住指定を命じる際には本人の同意は不要であるが、移動式電子監視装置を装着させる際には本人の同意が必要である。もっとも、同装置の装着を拒否する行為は、移動式電子監視付居住指定を取り消し、未決勾留に付すことを可能とする義務違反を構成する（同法138-3条2項参照）。

（注1）社会司法監督は、有罪判決を受けた者に対し、刑罰適用判事による監督の下、判決裁判所が定めた期間中、再犯防止のための監視措置（刑罰適用判事の呼出しに応じる、職業及び住居の変更を事前に通知する等）及び社会復帰のための援助措置に服する義務を課すものである（刑法131-36-1条2項）。社会司法監督の対象となる罪としては、例えば、故殺、強制性交、テロ行為等がある。

（注2）例外として、5年以上の拘禁刑で罰せられる暴行又は脅迫により予審に付された者であって、かつ、①配偶者、内縁者若しくは民事連帯協約の相手方、又は②子若しくは配偶者、内縁者若しくは民事連帯協約の相手方の子に対してこれらの行為を行った者に対しても命ずることができる（刑事訴訟法142-12-1条1項）。被害者の元配偶者、内縁関係にあった者又は民事連帯協約の相手方であった者が犯罪を実行したときも同様である（同条2項）。

(3) GPS機器の装着の義務付けを決定する機関・手続

- 予審判事、自由勾留判事又は判決裁判機関が決定する（同法142-5条，D32-4条，142-12条）（注3）。
- 予審判事又は自由勾留判事は、移動式電子監視付居住指定に付す旨の請求を受けた場合、又は移動式電子監視付居住指定を命じようと

する場合、社会復帰保護観察所に対し、

- ・ 技術装置の利用可能性及び措置の技術的実行可能性の確保
- ・ 予審対象者の家庭状況、生活状況及び社会状況の調査

を行わせることができる（刑事訴訟法D32-4条1項）。

（注3）原則として、公開の審理（一定の犯罪捜査に関わる場合などは非公開）において、検察官の請求を聴き、次いで、対象者及び弁護人の意見を聴いた後に、決定をする（同法142-6条1項、145条6項）。なお、予審判事又は自由勾留判事の判断に対する不服申立てがなされた場合には、予審部の長が決定する。

(4) 遵守事項

- 許可区域、立入禁止区域及び（必要に応じて）緩衝区域が設定される（同法D32-15条、R61-25条）（注4）。
- 移動式電子監視装置の円滑な機能を妨げる、故意によるあらゆる言動、例えば、装置の使用に関する指示の不遵守、バッテリーの定期的な充電の懈怠、位置特定装置の破壊は、義務違反を構成する（刑事訴訟法D32-15条、R61-27条）。

（注4）許可区域は、決定によって定められた時間帯にそこから離れることができない区域（勤務先、住居地）を、立入禁止区域は、裁判機関が特別に定めた時間帯以外には立ち入ることができない区域（被害者の住所、学校等）を、緩衝区域は、許可区域又は立入禁止区域の周辺地域を指す。

2 GPSによる位置情報の取得・把握の実施等

(1) 位置情報の取得・把握の主体

- 移動式電子監視による情報を活用した監視は、地域間行刑局内にある中央監視センターが担当する。

(2) 取得・把握された位置情報の活用

- 取得・把握された情報は、例えば
 - ・ 対象者が立入禁止区域若しくは緩衝区域内に滞在し、又は許可区域内からいなくなったこと、移動式電子監視装置の機能が停止したことを行刑局に通報する
 - ・ 必要に応じ、対象者を搜索し、不審尋問を行うことを可能とすべく、上記の通報がなされたときに、その者の位置情報を把握する
 - ・ 対象者が滞在した場所を事後的に把握することなどに活用される（注5）。

（注5）移動式電子監視付居住指定に付された者による義務違反の認定は、違反警報の検知等をもって行う。違反警報は、技術的警報以外の警報であって、例えば、次に掲げるものである。

- ・ 発信器に関する警報：対象者の身体の近くにない、発信器の欠損、紐

の破壊

- ・ 移動に関する警報：緩衝区域及び立入禁止区域への立入り，許可区域における不滞在，場所の不確定
- ・ 装置のバッテリー充電に関する警報：充電に関する指示の不遵守
- ・ 対象者による中央監視センターからのメッセージの不確認
- ・ 利用方法に関する指示の不遵守

(3) 違反に対する措置・制裁

- 中央監視センター員は，対象者が装着する携帯式発受信機（移動式装置）が発信した情報を定期的に受信し，違反警報を受信した場合には移動式電子監視付居住指定に付された者と携帯式発受信機を通じて連絡を取るなどして警報内容を確認した後，社会復帰保護観察所に通報し，さらに，移動式電子監視付居住指定に現に違反していた場合には，その旨裁判官（急を要する場合であって裁判官に支障がある場合には検察官）に通報する。
- 予審対象者が故意に電子監視付居住指定の義務を免れた場合，予審判事は，予審対象者に対し，勾留勾引状又は勾引状を発付することができ，また，未決勾留に付すことを求めて自由勾留判事に付託することもできる（刑事訴訟法142-8条2項，141-2条，D32-20条1項，2項，137-1条4項）。
- 上記の義務違反は，それ自体が犯罪を構成するものではない。
(注6)

3 参考（GPS機器の概要等）

対象者は，位置の特定を可能とする①発受信機（注6）及び②携帯式発受信機（移動式装置）（注7）の2種類の装置を身に付ける（注8）。

携帯式発受信機は，人の位置特定を可能とする衛星信号を受信する。衛星信号を受信できない場合，携帯電話ネットワークに依拠した位置特定システムによって位置を特定する（この場合は，衛星信号による位置特定よりも精度が劣る。）。

GPSによる位置特定システムは，複数衛星によるものであって，可能な限りその精度が高められている（誤差約5メートル）。また，実務上は，移動式電子監視付居住指定に付された者が立入禁止区域内に立ち入ったと考えられる場合であっても，ただ一度の測定のみで（すなわち，システム上，30秒ごとに対象者の位置が特定されるところ，その過程で，対象者の位置が，単に一度，立入禁止区域にあることが確認されただけで）直ちに司法官に通報することはなく，その後の対象者の位置を追ってその移動経路を特定している（対象者が立入禁止区域に立ち入った場

合には、対象者と連絡を取り、立入禁止区域内に居続けることなく、その場から立ち去るよう促す。)。このような取扱いによって、誤差や誤測定の問題が生じないようにしている。

(注6) 発信機は、くるぶしに装着され(それが不可能又は困難な場合には手首に装着する)、無線信号を発信する機能を有するものであり、機器に損傷を与えることなく取り外すことができず、切断等によるあらゆる物理的な毀損を検知することが可能となっている。バッテリーは充電不可であり、通常使用で24か月の利用が可能。防水機能あり。

(注7) 携帯式発受信機(移動式装置)は、対象者がポケットに入れるなどして携帯するもので、発信機が発する無線信号及びGPS機能により人の位置特定を可能とする衛星信号を受信して位置情報を生成し、携帯電話ネットワークを通じて中央監視センターに発信する機能を有する。立入禁止区域に接近した場合には、バイブレーションが作動する機能がある。充電式であり、連続36時間の稼働が可能。防水機能なし。

(注8) これらの装置に加え、対象者の自宅や勤務先等には、固定式受信機(中継装置)が設置され、位置特定を補完している。

第3 大韓民国

1 GPS機器の装着の義務付け等

(1) 根拠法令等

- 保釈の条件として位置追跡電子装置（以下「電子装置」という。）
（注1）の付着が命じることができる（電子装置付着等に関する法律31条の2第1項）（注2）。
（注1）電磁波を発信し、追跡する原理を利用し、位置を確認したり、移動経路を探知する一連の機械的設備として大統領令で定めるものをいうとされている（同法2条4号）。
（注2）同法は、2020年8月5日施行。

(2) 対象者及びその者の同意の要否

- 被告事件の法定刑の制限などはなく、保釈の条件として必要と判断した場合に命じることができる。
- 対象者の同意は不要である。

(3) GPS機器の装着の義務付けを決定する機関・手続

- 法院（注3）が、保釈条件として必要と判断した場合に命じる（同法31条の2第1項）。
なお、法院は、電子装置の付着を命じるために必要があると判断すれば、その法院の所在地又は被告人の住居地を管轄する保護観察所の長に対し、被告人の職業、経済力、家族状況、住居状態、生活環境、被害回復の可否等の被告人に関する事項の調査を依頼することができる（同条2項）。
（注3）法院は、日本の裁判所に相当。

(4) 遵守事項

- 保釈条件である在宅拘禁、外出制限（在宅拘禁するが、特定の時間帯にだけ外出可能）、住居制限（移動は自由だが、指定された住居地において生活）等の履行状況の確認のために、保釈条件として、電子装置の効用維持義務が課されるほか、電子装置の管理に関する保護観察官の指示に従う義務等が課される。

2 GPSによる位置情報の取得・把握の実施等

(1) 位置情報の取得・把握の主体

- 法務部（注4）所属の保護観察所と位置追跡管制センターである。
（注4）日本の法務省に相当。

(2) 取得・把握された位置情報の活用

- 取得・把握された位置情報は、保護観察所において、電子装置を付着した保釈対象者の保釈条件の履行状況を確認するために活用し、違反が発生した場合には、法院に通知する（同法31条の4第1項）。

(3) 違反に対する措置・制裁

- 被告人が電子装置付着命令に違反した場合及び電子装置付着を通じて被告人に課された住居の制限等の保釈条件に違反したことを確認した場合、保護観察所の長は、遅滞なく、法院と検事にこれを通知することとされ、通知を受けた法院の判断により、保釈条件が変更されたり、保釈が取り消され得る（同法31条の4第2項・3項）。
- 電子装置効用維持義務に違反した場合も、保釈が取り消され得る。電子装置が身体から分離されたり、毀損された場合、電子的信号（警報）が発生し、保護観察官に対し、直ちに通報される仕組みとなっており、保護観察官は、警報の真偽及び故意性の有無を調査した後、保釈条件違反に該当すると判断すれば、法院に違反事実を通報する。
- 罰則は設けられていない。

3 参考（GPS機器の概要等）

- スマートウォッチのように腕に着用し、ストラップの強化により毀損を防止している。また、電子装置と手首の間隔が基準以上に開いた場合、警報が発生する（皮膚との接触センサーを通じて分離の有無を直ちに検知）。充電式であり、充電後の最長稼働時間は30時間。防水機能あり。GPS測位の誤差は10メートル内外。

第4 カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）

1 GPS機器の装着の義務付け等

(1) 根拠法令等

- 保釈（「裁判時一時釈放命令」）の条件として、裁判官の裁量により、電子監視の条件を付することができる（注1）（注2）。

（注1）裁判官は、保釈制度の適切な機能に必要であり、犯罪の状況と性質を考慮して合理的であると考え条件を付することができ（カナダ連邦刑法515条）（注3）、電子監視は、そのような条件の一つとして付することができるかと解されている。

（注2）カナダにおいては、連邦政府が刑法・刑事手続法の施行を所管し、州及び準州（以下、総称して「州」という。）は、刑事司法の運営を所管するところ、電子監視は、司法運営の問題であることから、電子監視を保釈条件として付することができるのは、保釈がされた州において電子監視が運用されている場合のみである。

（注3）勾留は、①裁判所への出頭を確保するため必要がある場合、②公衆（被害者を含む）の保護及び安全のために必要がある場合、又は③司法への信頼を維持するために必要がある場合に認められるところ（カナダ連邦刑法515条(10)項）、保釈に際して条件を付す場合にも、これら（①～③）と同様の必要性が認められなければならない。

(2) 対象者及びその者の同意の要否

- 被告事件の法定刑の制限などなく、保釈の条件として命じることができる。
- 対象者の同意は、明示的には必要とされていないが、強制することはできない。もっとも、被告人が保釈条件を拒否し又は従わない場合、保釈が認められず、又は逮捕され、勾留される（刑法524条）。

(3) GPS機器の装着の義務付けを決定する機関・手続

- 保釈を認める裁判官が、被告人に電子監視の条件を付するか否かを決定する。
- 裁判所は、対象者の住居が技術的に電子監視に適していることを確認するため、対象者の保釈条件の遵守状況を監督する保護観察官に、住居の安定性、携帯電話の使用範囲、利用可能な電話回線やWi-Fiなどが記載された技術的適正報告書の作成を求める。

(4) 遵守事項

- 事案に応じて、住居等の制限、夜間外出禁止、自宅拘禁、移動可能区域の制限の条件が付され、これらの条件を遵守しているか否かを、GPSによって監視する。
- GPS機器の装着及びその機能の維持を含む電子監視の規約を遵守することが求められる。

2 GPSによる位置情報の取得・把握の実施等

(1) 位置情報の取得・把握の主体

- ブリティッシュ・コロンビア州矯正局中央監視部門である。
- 矯正局中央監視部門の職員のみが、条件違反等を知らせる警報等に対応するため、電子監視システム上の位置情報にアクセスすることができる。

(2) 取得・把握された位置情報の活用

- 対象者が電子監視の条件に違反した場合、中央監視部門は、調査を促すアラートを受信する。中央監視部門は、アラートについて調査し、保護観察官や地域警察と連絡をとる。
- 中央監視部門が取得した位置情報は、前記警報等に対応すべき警察官と口頭で共有し、情報開示のための提出命令を得た警察官と電子的、又は物理的な方法で共有し得る。
- 中央監視部門は、機器の損壊等や課せられた保釈条件違反等を理由とする保釈の取消しを求める公判の準備のため、それらの情報を州検察庁と共有することができる。

(3) 違反に対する措置・制裁

- 警察官は、被告人が保釈条件に違反したと疑うに足りる合理的な疑いがある場合、当該被告人を裁判官に引き渡すために、無令状で当該被告人を逮捕することができる（カナダ連邦刑法495.1条）。
- 条件違反は、新たな犯罪を構成する。
- 被告人が保釈条件を遵守しなかったためにアラートが発生した場合には、裁判所によって電子監視命令が取り消されて勾留されたり、裁判所の命令を遵守しなかったことについて新たに訴追されたりすることがある。

3 参考（GPS機器の概要等）

- GPS端末は、足首に装着するものであり、重量は125グラム（ストラップの重量を含む。）で、耐水機能及び衝撃耐性を有している。
GPS端末のストラップが外されるなどした場合、GPS端末の信号が途切れた場合、電池残量が一定以下になった場合には、発報する仕組みとなっている。